

## 食堂運営委員会規程

(目的)

**第1条** 本学院食堂の運営に関する事項を協議するため、食堂運営委員会を置く。

(構成)

**第2条** 本委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 事務局長（招集者）
- (2) 大 学／学生支援センター長、事務長
- (3) 中 高／教頭、生徒部長、家庭科教諭、事務長
- (4) 幼稚園／主任

(事務)

**第3条** 本委員会は定期的にあるいは適宜会合を開き、以下の事項について協議し常議会に提案、意見具申する。

- (1) 食堂の運営状況の検討
- (2) 販売品目の種類、質、量および価格についての検討
- (3) 食堂利用施設に関する事項
- (4) その他、食事、調理業者等に関する事項

附 則

この規程は、平成16年3月26日から施行する。